

令和4年度（公社）沖縄県トラック協会助成事業一覧

作成：令和4年4月1日

当協会では、交付金等による各種助成事業を実施しておりますので、ご活用下さい。

助成事業名	助成金の概要	変更内容	助成金額(沖ト協会員)	
			全ト協	沖ト協
1 運転者適性診断費助成金	事業者の乗務員の適性診断の受診率向上を図り事故防止に資することを目的とする。	①受診機関にヤマト・スタッフ・サプライ(株)を追加。 ②受診回数の制限なし。	設定無し。	<ul style="list-style-type: none"> ■適性診断助成額 <ul style="list-style-type: none"> ・一般診断・・・2,400円 ・初任診断・・・4,800円 ・適齢診断・・・4,800円
2 各種講習費等助成金	沖ト協が指定する各種講習(運行管理者一般講習・安全マネジメント関係講習・運行管理者試験対策用eラーニング)を受講した際の受講費を助成し、事業者の輸送の安全等の指導向上と交通事故防止を図る。 ※会員事業者からの請求に基づき沖ト協が講習受講料を助成する。		設定無し。	<ul style="list-style-type: none"> ■運行管理者一般講習 3,200円 ■安全マネジメント関係講習 <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン・・・5,200円 ・リスク管理・・・5,200円 ・内部監査・・・5,200円 ■運行管理者試験対策用eラーニング 2,000円
3 運転記録証明書取得助成金	事業者が運転者教育等の一環として自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書を取得した際の取得費用を助成する。		設定無し。	<ul style="list-style-type: none"> ■取得費用の全額助成 1通につき670円 自走車の1.2倍の運転者数まで
4 ドライバー等安全教育訓練促進助成金	全ト協の特定・指定研修施設での特別研修費の全額や一般研修費の一部並びに交通費の実費分の半額を助成		<ul style="list-style-type: none"> ■特別研修受講料 <ul style="list-style-type: none"> ・Gマーク認定事業所・・・受講料の全額(3日間研修) ・Gマーク未認定事業所・・・受講料の7割(3日間研修) ■一般研修受講料・・・10,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ■1事業者あたり5名まで ■特別研修受講料 <ul style="list-style-type: none"> ・Gマーク未認定事業所・・・受講料の3割(3日間研修) ・研修施設までの交通費・・・実費分の半額 ■一般研修講習費 <ul style="list-style-type: none"> ・研修施設までの交通費・・・実費分の半額
5 トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査助成金	睡眠時無呼吸症候群(SAS)患者を早期発見し運転者の健康管理と事故防止に寄与することを目的に助成金を交付する		<ul style="list-style-type: none"> ・第1次検査、第2次検査の合計費用の半額(上限2,500円) 	<ul style="list-style-type: none"> ■1事業者あたり25名まで ・SASスクリーニング検査・・・2,500円
6 アルコール検知器購入助成金	事故防止対策を推進するため、アルコール検知器を導入する事業者に助成金を交付する。		設定無し。	<ul style="list-style-type: none"> ■携帯型 <ul style="list-style-type: none"> 自走車数の2分の1且つ10機器まで。※端数切り上げ。 ・1機器あたり・・・5,000円 ■据置型・記録型 <ul style="list-style-type: none"> 自走車数の2分の1且つ10機器まで。※端数切り上げ。 ・助成金額 最大50,000円
7 定期健康診断受診費助成金	運転者の健康状態に起因する事故防止対策及び健康診断の受診率の向上を図るため、健康診断を受診させた事業者に助成金を交付する。		設定無し。	<ul style="list-style-type: none"> ■1事業者あたり25名まで ■1人あたり・・・2,000円
8 突然死等予防対策検査助成金	運転者の運転中における突発性運転不能障害を引き起こす可能性が高い疾患等(突然死等)に起因する事故防止を図るため、突然死等予防対策検査を受診した場合に助成金を交付する。 (1)脳疾患 (2)心臓・血管疾患		設定無し。	<ul style="list-style-type: none"> ■1事業者あたり1人まで ■1人あたり・・・15,000円
9 ドライブレコーダ機器等導入促進助成金	事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するシステム(ドライブレコーダ)の普及を図るため機器を導入した事業者に助成金を交付する。		設定無し。	<ul style="list-style-type: none"> ■1事業者あたり20機器分まで ■1機器あたり・・・10,000円 ・取得価格の1/2(上限10,000円)
10 安全装置等導入促進助成金	後方視野確認支援装置、側方視野確認支援装置、呼気吹き込み式アルコールインターロック装置、IT点呼を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知機(Gマーク認定事業所に限る)を新たに導入		<ul style="list-style-type: none"> ・取得価格の1/2(上限20,000円) (後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置の一体型は車両1台につき対象装置に40,000円)	<ul style="list-style-type: none"> ■1事業者あたり10装置まで ・対象装置毎に・・・10,000円 (後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置の一体型は車両1台につき対象装置に20,000円)

令和4年度（公社）沖縄県トラック協会助成事業一覧

作成：令和4年4月1日

当協会では、交付金等による各種助成事業を実施しておりますので、ご活用下さい。

助成事業名	助成金の概要	変更内容	助成金額(沖ト協会員)	
			全ト協	沖ト協
11 初任運転者等研修助成金	運転者が遵守すべき事項に関する知識や運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を習得することを目的とする。		設定無し。	■年4回実施し、研修費用は全額沖ト協が負担する。
12 中小企業大学校講座受講促進助成金	国の人材養成機関である中小企業大学校で行う指定講座の受講料の一部並びに交通費の実費分の半額を助成		・受講料・受講料の3分の1	・受講料・受講料の3分の1 ・研修施設迄の交通費 ……実費分の半額
13 自動車運転免許取得助成金	雇用対策、若手ドライバーの人材確保及び育成のために大型免許、中型免許、準中型免許、けん引免許を取得させる事業者取得費用を助成		○助成金交付要件 ①令和3年4月1日以降に採用 ②平成元年6月2日以降生まれ ③令和3年4月1日以降に準中型免許取得 ・準中型免許取得 40,000円 ・限定解除 25,000円	■1事業者あたり1回まで ・大型免許……30,000円 ・中型免許……20,000円 ・準中型免許……20,000円 ・けん引免許……20,000円
14 信用保証料助成金	沖縄県の「中小企業セーフティーネット資金」制度にかかる補償及び国が定めるセーフティーネット保証を得る場合信用保証料の一部助成		・上限……50,000円	・上限……50,000円
15 環境対応車導入促進助成金	助成対象車両は車両総重量2.5t超の天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車及び電気自動車とする。 ・CNG車新車導入 (通常車両価格との差額の1/6) ・ハイブリッド車新車導入 (通常車両価格との差額の1/8) ・使用過程車をCNG車に改造 ・電気自動車新車導入	車両総重量2.5t超の電気自動車を追加(全ト協)	・天然ガス自動車新車導入 2t……122,000円 4t……459,000円 ・ハイブリッド車新車導入 2t……97,000円 4t……335,000円 ・天然ガス車に改造・100,000円 大型車(車両総重量25tクラス)30万円定額 ・電気自動車2.5t超(新車)導入30万円定額	■1事業者あたり3台まで ・天然ガス自動車新車導入 2t……121,000円 4t……458,000円 ・ハイブリッド車新車導入 2t……96,000円 4t……335,000円 ・天然ガス車に改造・100,000円
16 EMS機器導入促進助成金	エコドライブ管理システム(EMS)の普及を図るためEMSを導入する事業者に対して助成金を交付する。		設定無し。	■1事業者あたり20機器まで ■1機器あたり……10,000円
17 環境対応車導入促進助成金(沖ト協単独)	国の排出ガス規制であるポスト新長期規制以降の排ガス基準に適合している車両であり、年度内に新規登録したディーゼル車であること。		設定無し。	■1事業者3台までとする。 ・車両総重量8トン未満 25,000円/1台 ・車両総重量8トン以上 50,000円/1台
18 アイドリングストップ支援機器導入助成金	アイドリングストップ支援機器を新たに導入した事業者に対して助成金を交付する。		・エアヒータ ・車載バッテリー式冷房装置 導入価格の2分の1以内 上限 60,000円	設定無し。
19 血圧計導入促進助成金	過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の原因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、血圧計の普及を図るため、乗務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計の導入について助成金を交付する。		取得価格の1/2(上限5万円)	設定無し。
20 インターンシップ導入促進支援事業助成金	全ト協の開設したインターンシップ登録サイトに登録した後、高等学校以上の教育機関からインターンシップを受入れた場合に助成する。		■助成額 ・受入れ期間3日間……9万円 ・受入れ期間4日間……11万円 ・受入れ期間5日間以上……13万円	設定無し。

※実施期間は、令和4年4月1日～令和5年1月31日迄とする(定期健康診断受診費助成は令和4年12月末日迄とする)。

但し、上記にかかわらず、各助成金について予算額に達した場合はその時点で申請受付を終了させていただきます(詳細は各要綱参照)。